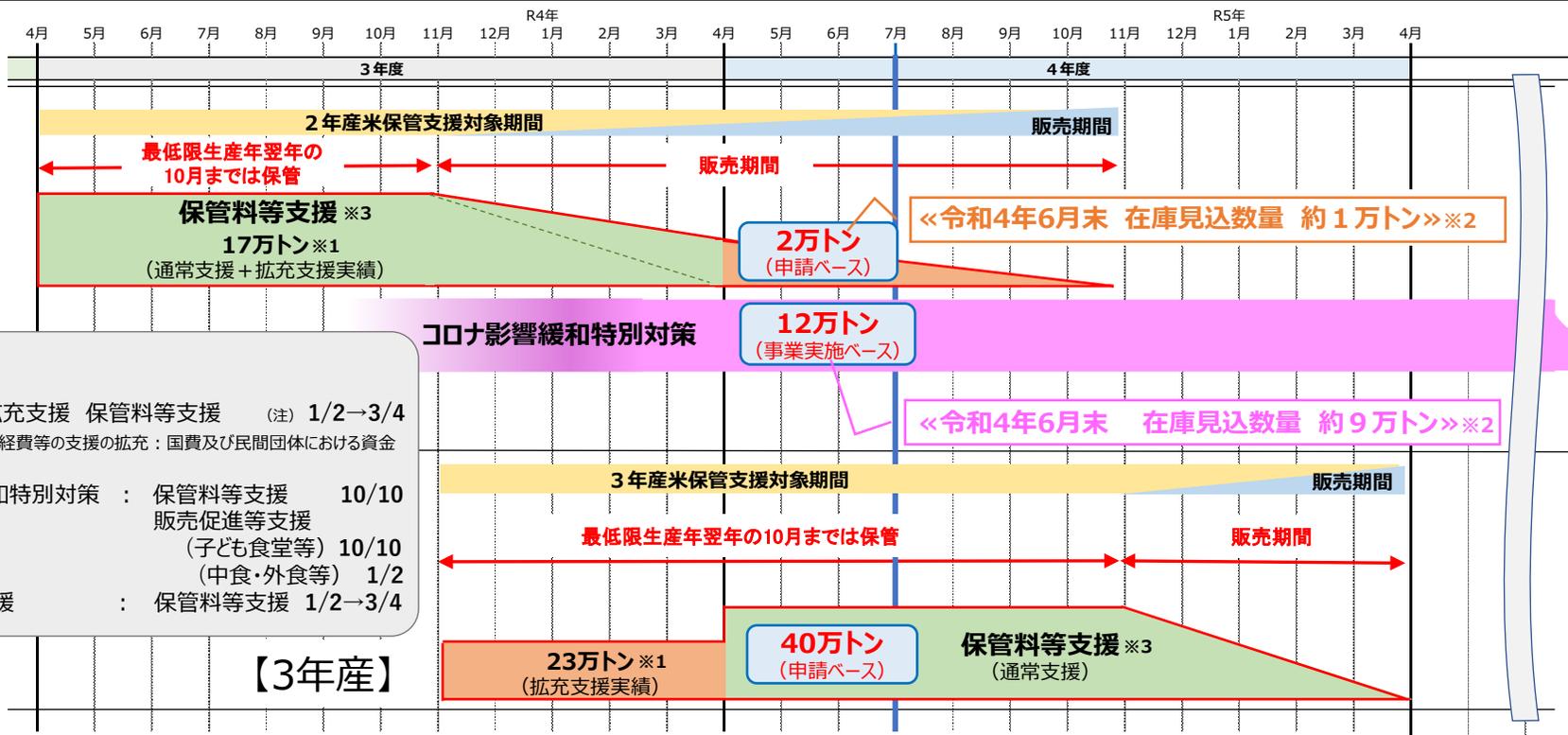


令和2年産米・3年産米の保管料等支援のイメージ

(「米穀周年供給・需要拡大支援事業」及び「コロナ影響緩和特別対策」)

- 令和2年産米の15万トンの「コロナ影響緩和特別対策」については、事業実施主体の全農が17の集荷団体から12万トンの申請を受け付け、事業を開始。
 [※ 申請のあった12万トンのうち、令和4年6月までに約3万トンの中食・外食事業者向けの販売や子ども食堂等に供給。]
- 令和3年産米の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の拡充支援については、23万トンの実績。
 [※ 保管料等の支援対象期間を5か月間前倒し、令和3年11月から拡充支援を行ったところ、申請ベースでは26万トンとなったが、卸等のニーズに基づき本年10月末を待たずに3万トンが販売されたこと等により、支援実績は23万トン。]
- また、令和4年4月以降の保管経費等の支援については、昨年度の拡充支援からの継続分も含め、40万トンの申請。

【2年産】



※1：3年度予算における支援実績数量

※2：事業実施主体からの申請報告を取りまとめたもの

※3：保管料等の支援対象経費 保管料：米穀の保管経費

金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息

集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費

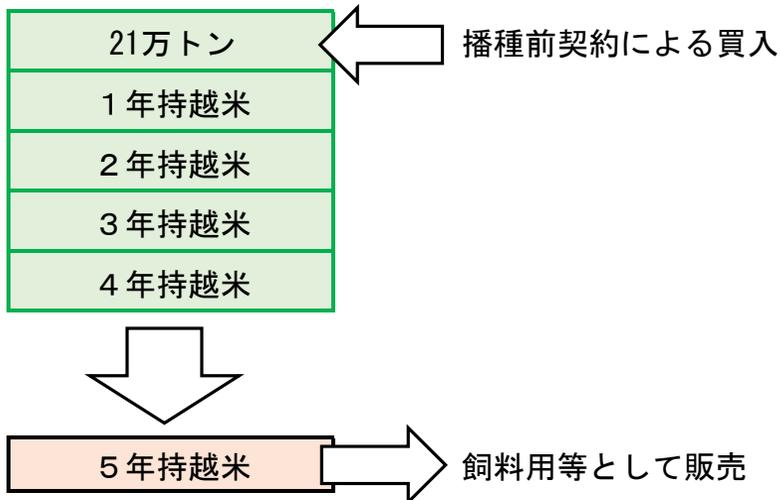
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

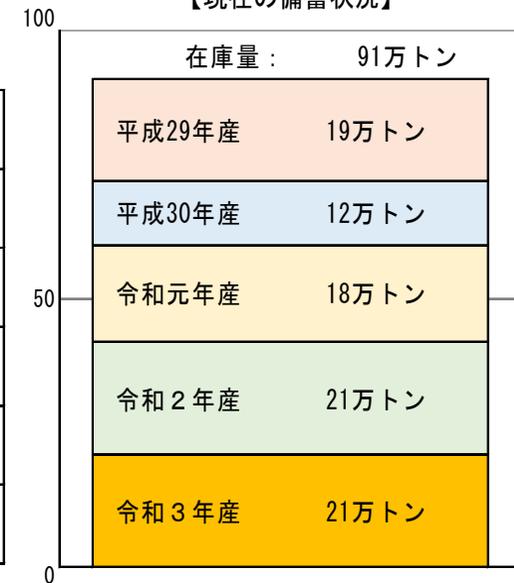


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

令和4年産備蓄米の政府買入入札の結果(令和4年3月29日現在)

○ 令和4年産備蓄米の政府買入入札については、令和4年3月29日に第4回を実施し、買入予定数量20万7,000トンに対して全量落札となった。

※令和4年産落札数量は、第1回(令和4年1月25日実施)から第4回(令和4年3月29日実施)入札分までの合計数量

(単位:トン)

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①	落札残数量 ①-②
北海道	2,162	2,162	100.0%	0
青森	27,259	27,259	100.0%	0
岩手	3,488	3,488	100.0%	0
宮城	11,600	11,600	100.0%	0
秋田	21,572	21,572	100.0%	0
山形	21,291	21,291	100.0%	0
福島	27,050	27,050	100.0%	0
茨城	1,103	1,103	100.0%	0
栃木	7,602	7,602	100.0%	0
群馬	555	555	100.0%	0
埼玉	463	463	100.0%	0
千葉	3,985	3,985	100.0%	0
東京				
神奈川				
新潟	25,149	25,149	100.0%	0
富山	12,197	12,197	100.0%	0
石川	7,849	7,849	100.0%	0
福井	4,076	4,076	100.0%	0
山梨				
長野	1,446	1,446	100.0%	0
岐阜	435	435	100.0%	0
静岡	20	20	100.0%	0
愛知	846	846	100.0%	0
三重	270	270	100.0%	0
滋賀	1,342	1,342	100.0%	0

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①	落札残数量 ①-②
京都				
大阪				
兵庫				
奈良				
和歌山				
鳥取	400	400	100.0%	0
島根	130	130	100.0%	0
岡山	977	977	100.0%	0
広島	20	20	100.0%	0
山口				
徳島	1,182	1,182	100.0%	0
香川				
愛媛				
高知	10	10	100.0%	0
福岡	264	71	26.9%	193
佐賀	220	220	100.0%	0
長崎	10	-	0.0%	10
熊本	247	247	100.0%	0
大分	94	94	100.0%	0
宮崎				
鹿児島				
県別優先枠計①	185,314	185,111	99.9%	203
一般枠②	21,686	21,889	100.9%	▲203
合計(①+②)	207,000	207,000	100.0%	0
うちCPTPP分		7,000		

※県別優先枠の落札残数量は、第4回入札において、産地指定を行わない一般枠のみ買入枠を設定。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358	430
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243	261
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82	72
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13	6
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696	769
（うち一般輸入）	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585	658
（うちSBS輸入）※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100	100

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
米国	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360	345
タイ	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322	314
中国	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70	69
オーストラリア	-	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-	27
その他	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15	12
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
（うち一般輸入）	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699	743
（うちSBS輸入）※	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60	21

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1~0.2千トン程度

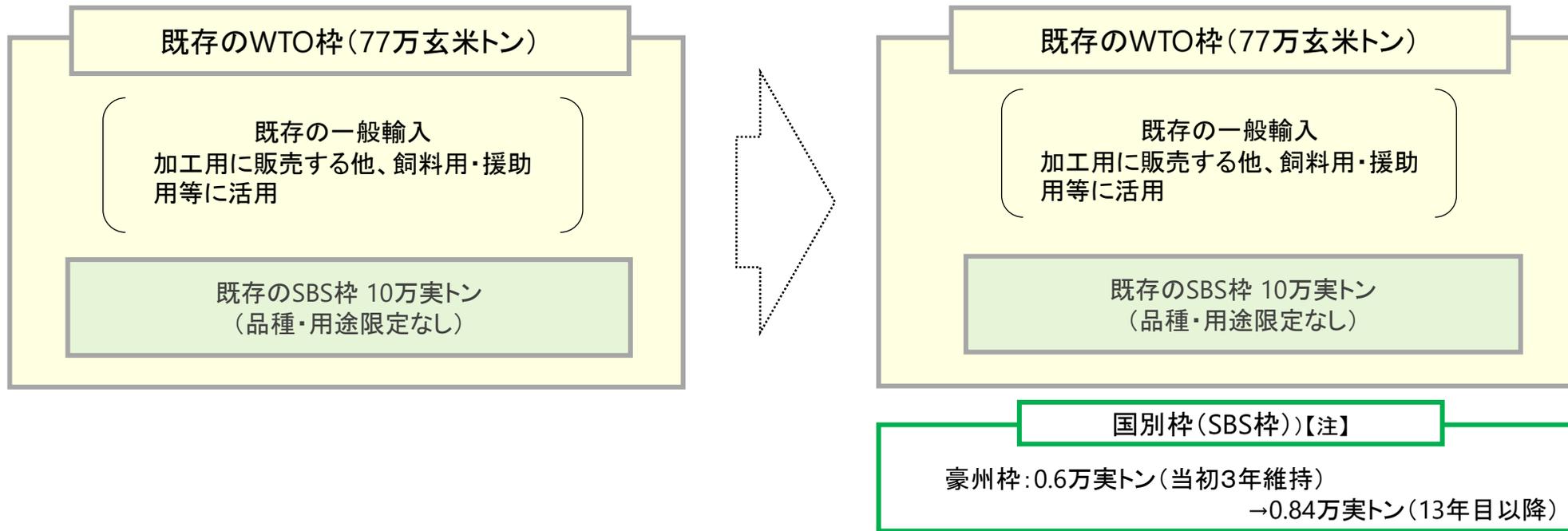
令和3年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

(単位:実トン)

入札回数	全体			丸米			砕米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (3年9月24日)	25,000	1,604	744	22,500	904	344	2,500	700	400
第2回 (3年10月27日)	25,000	2,086	1,472	22,500	1,152	538	2,500	934	934
第3回 (3年11月24日)	25,000	1,743	1,129	22,500	1,743	1,129	2,500	0	0
第4回 (3年12月21日)	25,000	3,523	3,229	22,500	1,823	1,529	2,500	1,700	1,700
第5回 (4年1月12日)	30,000	3,713	3,479	27,000	2,113	1,879	3,000	1,600	1,600
第6回 (4年1月31日)	30,000	3,328	3,234	27,000	2,528	2,434	3,000	800	800
第7回 (4年2月15日)	30,000	4,180	4,140	27,000	3,640	3,600	3,000	540	540
第8回 (4年3月1日)	82,573	4,175	3,959	79,573	2,359	2,359	3,000	1,816	1,600
合計			21,386			13,812			7,574

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(コメの場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注: 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位: 実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	620	0 (6月末時点)								

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注: 輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算額 305,000(305,000)百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン [令和12年度まで]）
- 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等を図る取組**を支援します。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

5. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組**を行う農業者を支援します。*7・8

*7 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

*8 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物*1	3.5万円/10a*2
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a*3

<交付対象水田>

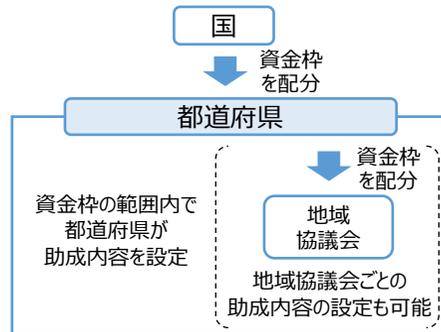
- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

*1：飼料用とうもろこしを含む

*2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

*3：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物*4の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

*4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

水田農業高収益化推進助成

- ① **高収益作物定着促進支援**（2万円（3万円*5）/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② **高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援*6。
- ③ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

*5：加工・業務用野菜等の場合

*6：令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

<事業の流れ> 営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

令和4年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像

【 令和3年度 】

①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算

- ・ 飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a
- ・ 転換作物拡大加算：1.5万円/10a
- ・ 高収益作物等拡大加算：3.5万円/10a

②地力増進作物への支援

③交付対象水田

- ・ 水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外

④多年生作物（牧草）に対する支援

- ・ 当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援

⑤高収益作物畑地化支援

- ・ 品目を問わず17.5万円/10aで支援

⑥産地交付金の運用ルール

- ・ 取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定

【 令和4年度 】

- ・ 取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、継続分（R2～、R3～）を対象に0.6万円/10aを支援
- ・ 新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設
- ・ 拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止

- ・ 計画的な地力増進作物による土づくりの取組に対する支援（2.0万円/10a）を創設

- ・ 現行ルールを再徹底
- ・ 現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針

- ・ 生産コストを踏まえ、当年産において播種を行わず収穫のみを行う多年生牧草に対する戦略作物助成の単価を見直し
当年産において播種から収穫までを行うもの：3.5万円/10a
当年産において播種を行わず収穫を行うもの：1.0万円/10a

- ・ 高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し
高収益作物 17.5万円/10a
その他作物 10.5万円/10a

- ・ 現行ルールを再徹底
- ・ 用途設定の透明性を向上（助成内容の公表）

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28.4 予算執行調査の開始

○ H28.6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29.1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映 (H29.4月1日付け政策統括官通知)

○ R4年度に向けた方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

令和4年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況(令和3年9月から令和4年7月27日まで)

- 昨年9月から全国会議をこまめに開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- また、主産県等との意見交換(キャラバン)を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やJA等集荷業者に対してキャラバンを実施。

全国会議(TV会議)

R3. 9. 17 (参加者約500名)
 R3. 10. 18 (約560名)
 R3. 11. 22 (約520名)
 R3. 12. 2 (約630名)
 R4. 1. 6 (約690名)
 R4. 3. 8 (約530名)
 R4. 6. 3 (約580名)

計7回実施

主産県等との意見交換(キャラバン)

【本省対応】

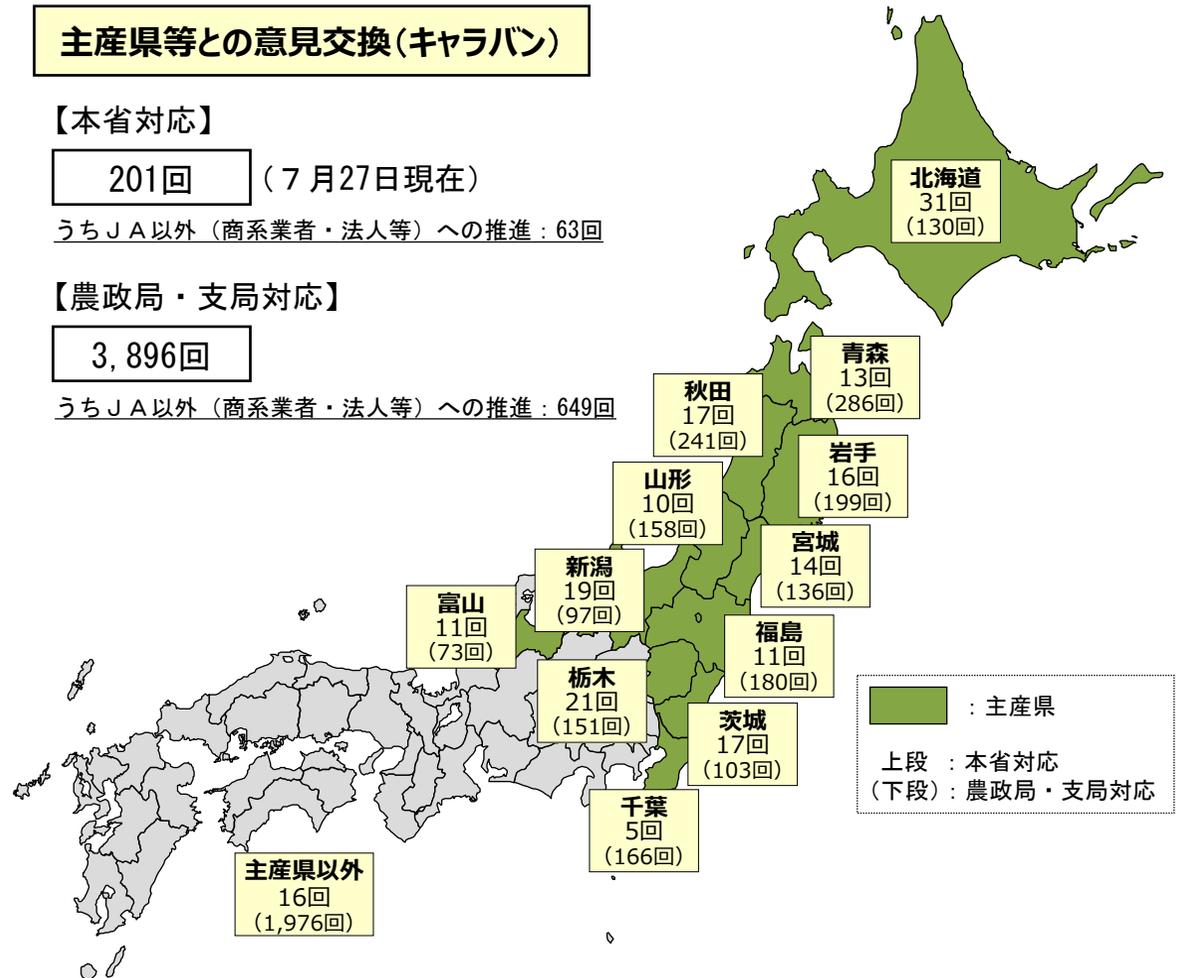
201回 (7月27日現在)

うちJA以外(商系業者・法人等)への推進: 63回

【農政局・支局対応】

3,896回

うちJA以外(商系業者・法人等)への推進: 649回



交付対象水田に係る課題の把握・検証について

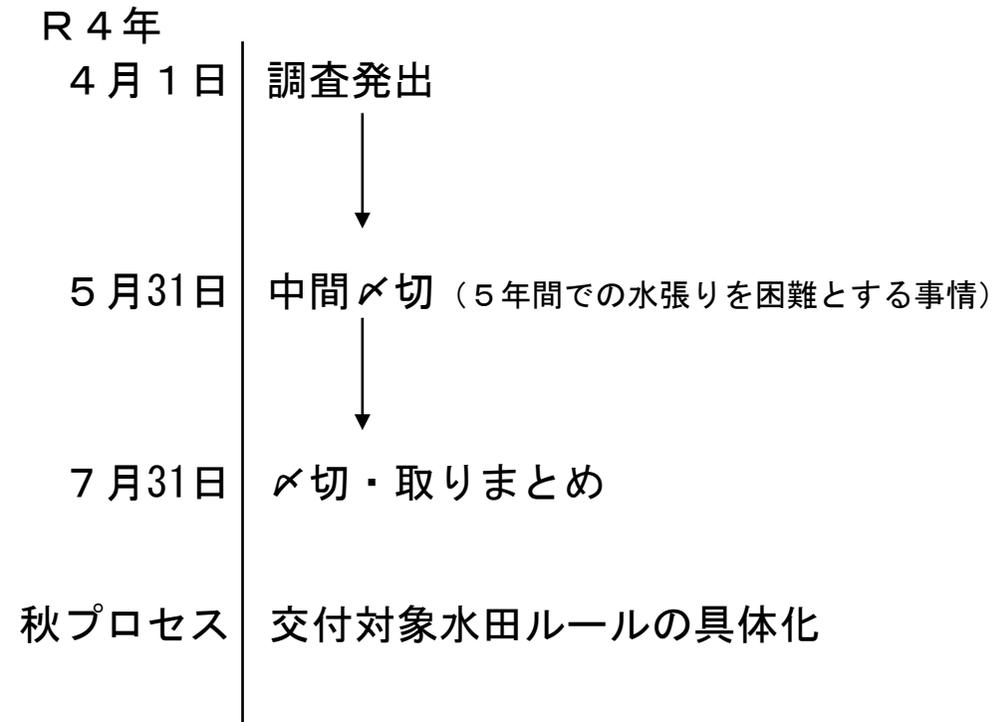
1. 課題の把握手法

- ① 現地との意見交換・調査における事例収集（昨年12月以降実施中）
- ② 4月1日付けで調査を発出し、全国的に課題集約

2. 調査における把握対象の課題

- ① 5年間での水張りを困難とする事情※
 - ② 交付対象水田の整理状況
- ※ 現状において水田機能を有しないことに端を発する事情・課題は把握対象外

3. スケジュール



※ 翌年も同様の調査を繰り返し

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題・影響 (中間取りまとめ)

1. 5年間で水張りを行う農地を交付対象水田とすることについての課題

R4. 6. 2時点版

主な課題・影響 (括弧内は現場からの意見・要望)

(1) 災害復旧・基盤整備事業

- 災害によって用水供給設備等が壊れ、現状では水張りが困難な農地がある。
- 基盤整備事業を実施中又は計画中であり、今後5年間では水稲作付けが行えない農地がある。

(2) ブロックローテーション

- そば、大豆、野菜、牧草など品目によっては、水張りが可能な農地であっても収量や品質の低下などブロックローテーションに馴染まないものがある。
- 6年以上の間隔で輪作体系を組んでおり、今後5年間では水稲作付けを行う予定がない。
 - ・ そばや大豆など連作障害を抑制できている農地でもブロックローテーションが必要なのか。
 - ・ 湿害に弱いそばを組み入れたブロックローテーションには懸念がある。
 - ・ 連作障害に強く、5年程度の連作が可能なネギを田に作付けている。
 - ・ 稲と転換作物とのブロックローテーションを行うと、窒素過多で高タンパクとなり、米の食味が低下する。
 - ・ 10年程度の大きなスパンで輪作をすることが効果的。

（3）水張りの確認

- 水稲以外に「水張り」を行う品目をどう扱うのか。
 - 水稲作付けではなくとも、別の方法で水張りができれば水田機能があることを示すことができるのではないか。
- （
- ・ 水田におけるヒエの栽培は「水張り」に該当しないのか。
 - ・ レンコン畑は「水張り」に該当しないのか。
 - ・ 畦畔や用水路があれば水張りをせずとも交付対象水田として維持できるようにできないか。
 - ・ 排水対策のために耕盤を壊している場合、水稲を生産できる状態に戻すのは不可能又は時間を要する。
 - ・ 地下灌漑設備のある農地の扱いはどうなるのか。
- ）

（4）その他交付対象水田の扱い

- （
- ・ 畑地化した後に耕作者が変わった場合、交付対象水田に戻すことができないか。
 - ・ 有機JAS認証を得ている農地について、有機以外を作付けした場合には再度認証を得るまで3年間要するため、ブロックローテーションすることが難しい。
 - ・ 水稲育苗ハウスが建設される農地について、区画整理時に支障を来さないよう特例的に交付対象水田として維持できるようにできないか。
- ）

2. 今回の措置に伴う影響と課題

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
①畑地化の取組	<ul style="list-style-type: none">● 現行の畑地化支援では不十分で、畑地化に踏み切れない。高収益作物の畑地化には手厚い支援があるが、その他の作物への支援は不十分。<ul style="list-style-type: none">・ 畑地化／交付対象水田から除外されても所得が減少しないよう、水田政策の代替となる新たな支援措置を講じて欲しい。・ 畑地化支援について複数年に分けた交付にできないか。・ 畑地化支援の交付単価を増額できないか。・ 令和6年度以降も畑地化支援の交付金を継続して欲しい。・ 子実用とうもろこしは、必要な労働時間が短く、新たな転換作物として検討したいが、畑地化すると支援が受けられない。
②牧草関係	<ul style="list-style-type: none">● 交付金の対象外となれば、牧草の経営が成り立たず、粗飼料の安定供給の継続ができなくなる。<ul style="list-style-type: none">・ 畑地化して交付対象外となったとしても、飼料生産への支援対策を講じて欲しい。・ 何十年も牧草を作って来て、今更水張りできない。

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
③土地改良関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象水田から除外されれば、賦課金（水利費）の支払が困難となり、水利施設の維持管理や土地改良区の運営に影響が出る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑地化して土地改良区の地区から除外した場合、土地改良区に決済金を支払う必要がある。また、決済金は改良区によってバラバラである。 ・ 畑地化が進んでも、水利施設の維持管理に支障が生じないように、また残される水田作の農業者の負担が増えないようにして欲しい。 ・ 畑地化に伴って、受益に見合った土地改良区の水利費や賦課金の見直しを行うことが必要。 ● ブロックローテーションや畑地化を進めるには、暗渠排水等の基盤整備事業を進めることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水張り面積が増えた場合、用水不足や水路等インフラが対応できるか懸念。 ・ 地域の一部で畑地化された場合、その後の基盤整備に支障が出る。 ・ 不要となった施設が発生した場合、撤去費用が発生する。 ・ 水張りをするために新たな設備や基盤整備が必要であり、費用負担が大きい。
④中山間地域関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 中山間地域の条件不利農地を守るために耕作していたが、交付金が出なくなれば誰も引き受けず、離農や耕作放棄地が増加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域など日本の農業の特徴を踏まえた支援をお願いしたい。 ・ 条件不利農地を守るための支援を考えて欲しい。 ・ 畑に転換すると中山間直払の畑の傾斜基準が適用され、交付の対象から外れる。

分類	主な課題・影響（括弧内は現場からの意見・要望）
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象外となり、交付金収入が無くなると、経営が成り立たない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象外となれば中山間地域での大豆やそばの生産が困難になる。 ・ 園芸団地などの整備にあたっては交付金も計算に入れて投資をしてきており、対象外になると返済が難しくなる。 ・ 畑地化や大豆生産のためには大型機械の導入が必要であり助成措置・予算確保をお願いしたい。 ● 交付金が無くなると、農地の集積・集約化が進まなくなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象水田から除外された農地は担い手が引き受けず、離農が進んで農地の引き受け手もいなくなり耕作放棄地が増える。 ・ 交付対象水田から除外されると農地の評価額・資産価値が下がる。 ・ 借手がなく自己保全管理をしており、水稻作付されずに交付対象外となれば耕作放棄地になる。